



天王寺ジュニアクラブ

天王寺区では、「やさしく思いやりのある青少年の健全育成」とともに「将来の地域における人材の育成」をめざすため、平成19年度より「天王寺区ジュニアクラブ」の活動を行っています。次世代の地域を担う子どもたち(小学4年生~高校生)が、公共施設等での社会体験や、異なる世代や外国の方との交流を通じて天王寺区や地域のことを理解し、地域の一員として成長していくにあたって必要なことを学びます。

■天王寺区ジュニアクラブの様々な活動

昨年度は、天王寺区の真田山地域を中心に区内の歴史にふれる活動や、留学生と国際交流を行いながら世界のいろいろな事を学びました。今年度も多彩な活動を予定しています。ぜひ会員となって参加してください。

新会員募集中

対 区内在住・在学の小学4年生~高校3年生
詳しくは区ホームページをご覧ください▶



子どもたちが考えた

天王寺区ジュニアクラブ憲章

- 笑顔と優しい心を大切にします。
- 元気にあいさつをします。
- 一人一人の絆と心のつながりを深めます。
- 歴史や文化を学び、守り、育てます。
- みんなの天王寺、ふれあいとぬくもり、緑あふれるまちにします。



お知らせ

軽自動車税の納期限は6/1(月)です

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の方で軽自動車税の免除の申請をされる場合は、納期限までに市税事務所で手続きを行ってください。

問 なんば市税事務所 市民税等グループ 軽自動車税担当 ☎ 06-4397-2954
※問合せ可能日時/月~木 9:00~17:30 金9:00~19:00

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収税額決定通知書を送付します

令和8年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。なお、3/17(火)以降に所得税または市民税・府民税の申告をされた方で通知書に申告内容が反映されていない場合は、7月以降に変更通知書を送付します。給与所得者の市民税・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。なお、新たに会社等にお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

詳しくはこちら



問 なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税) ☎ 06-4397-2953
※問合せ可能日時/月~木 9:00~17:30 金9:00~19:00

令和8年度の課税(所得)証明書は6/1(月)から発行できます

なお、会社等にお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5/20(水)から発行できます。

詳しくはこちら



- 会社等にお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方で、コンビニ交付サービスを利用される場合は、6/1(月)からの発行となります。
- 会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または市民税・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあり、3/17(火)以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

問 なんば市税事務所 管理担当 ☎ 06-4397-2948
※問合せ可能日時/月~木 9:00~17:30 金9:00~19:00

天王寺区民ギャラリー 市民協働課(地域活動の支援) ☎ 06-6774-9734

展示グループ名 民生委員児童委員協議会
展示内容 民生委員児童委員ポスター(学生制作)

後期高齢者医療制度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度の保険料率が改定され、令和8年度より、従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援納付金分が保険料に加わります。令和8年度の保険料率は、医療分の被保険者均等割額が64,931円、所得割率が11.51%、賦課限度額が85万円となり、子ども・子育て支援納付金分の被保険者均等割額が1,373円、所得割率が0.24%、賦課限度額が2.1万円となります。また、世帯の所得が一定基準以下の場合に適用される医療分の均等割額の軽減措置のうち7割軽減について、令和8年度は7.2割軽減となります。なお、決定した保険料額については、7月にお知らせします。

問 窓口サービス課(保険年金) ☎ 06-6774-9956

真田山小・五条小で指定校変更・区域外就学を一部制限します

令和8年4月入学から学校選択制の受入れを制限しておりますが、引き続き在校生の教育環境を保障するため、令和9年4月入学から指定校変更及び区域外就学の一部を制限します。なお、一部制限開始前に在籍する児童等は対象外です。この措置は、適切な教育環境を確保するための一時的なものです。現在、今後の児童数増加への対策を進めており、課題が解消され次第、それぞれの制限を解除する予定です(令和13年4月再開予定)。詳しくは、区役所ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら



問 市民協働課(教育文化) ☎ 06-6774-9743

税に関する疑問はチャットボットで解決!

税に関する疑問は、チャットボットに質問してみませんか?

チャットボットを利用することにより、24時間いつでも気軽に質問したり、国税庁ホームページに掲載している税の情報が短時間でアクセスしたりすることができます。

※チャットボットは、AI(人工知能)が自動で回答するウェブサービスです。

税務相談チャットボットはこちら



問 天王寺税務署(堂ヶ芝2-11-25) ☎ 06-6772-1281(自動音声案内で2番を選択)

来署による相談は事前予約制です。

国税相談専用ダイヤル

☎ 0570-00-5901(全国一律料金) 8:30~17:00(土・日・祝日及び12/29~1/3を除く)

「令和8年 経済センサス-活動調査」にご協力ください

全国の事業所・企業を対象に、「令和8年経済センサス-活動調査」を一齐に実施します。国内全ての事業所・企業の経済活動を把握し、調査結果は産業振興や商店街の活性化など私たちの暮らしをより良くするために活用されます。4月にインターネット回答用の書類を送付しましたので、回答をお願いします。5月中旬以降に、未回答の事業所及び新たに把握した事業所には顔写真付きの調査員証を携行した調査員による訪問、または郵送で調査票を配布します。回答は、インターネット・郵送・調査員への提出のいずれかで可能です。安全で便利なインターネット回答を、ぜひご利用ください。

問 企画総務課 ☎ 06-6774-9626

人権擁護委員による特設人権相談

秘密厳守 無料

セクハラやパワハラ、いじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別等の人権問題について、人権擁護委員が相談に応じます。(お住まいの地域に関係なくご相談いただけます)

日 5/15(金) 13:30~16:00 場 北区役所、浪速区役所

問 大阪第一人権擁護委員協議会 ☎ 06-6942-1196 ☎ 06-6942-1627

区役所で行う無料相談 対 市内在住の方 ※体調不良の方は来庁を控えてください。

弁護士による法律相談 要予約(先着順) 無料
相談時間:1組30分以内(相談後の記録作成、入れ替わりの時間なども含む)
※同じ内容での繰り返しの相談はお控ください。
日 ①5/13(水) ②5/21(木) ③5/22(金) ④6/2(火) いずれも13:00~17:00
申 ①5/1(金) ②5/14(木) 定 各8組 ③5/15(金) ④5/26(火) いずれも12:00~相談当日の10:00まで

不動産相談(不動産協会)	5/7・6/4(木)
社会保険労務士相談	5/11(月)
不動産相談(宅建協会)	5/12・19(火)
税理士相談	5/20(水)
司法書士相談	5/26(火)
行政書士相談	5/27(水)

いずれも13:00~16:00 受付12:50~15:30(区役所1階) ※予約は不要ですが、受付開始時の来場者で相談順を抽選し、以降先着順となります

予約専用電話 ☎ 050-1808-6070 AI電話で24時間受付

問 事業戦略室(広聴広報) ☎ 06-6774-9683